

サステナビリティ情報開示基準について考えなければならないこと

松山 将之

今年も昨年に引き続き年初1回目のこのコラムの執筆を担当させていただくこととなった。昨年は、「非財務情報開示の組織的な融合への期待」として、IIRCとSASBの統合をテーマに取り上げ、非財務情報開示に関する課題を解消するような新しいフレームワークの誕生の期待を述べさせていただいた¹。しかし、実際には、それを遥かに超えるスピードで、非財務情報開示についての国際的な取り組みが進展している。そこで、今年も、非財務情報開示基準が現在の状況とそれに関する感想をのべていきたいと思う。

非財務情報の開示基準については、国際会計基準や米国会計基準、日本基準といった財務会計基準と異なり、国や国際的なコンセンサスを得たものが存在しなかった²。それにかわるものとして特定の社会的課題に問題意識をもった組織や団体が、フレームワークを公表し、開示主体である企業が必要に応じて利用してきたというのが実情である。しかし、ESG投資の隆盛に従い、非財務情報の開示内容の重要性が高まり、情報の比較可能性や連続性、網羅性といった、開示情報の性質の向上が、投資家に代表される情報利用者からも強く求められるようになり、統一的な非財務情報の開示基準が求められるようになった³。

それに呼応する形で、国際会計基準の基準設定主体であるIASBを運営しているIFRS財団が2020年9月に「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」と題した市中協議文書を公表した。その後、IFRS財団は、非財務情報開示について国際的な基準設定主体の必要性についてのコンサルテーションを実施し、組織設立についての国際的なコンセンサスを得ることに成功した⁴。そして、2021年11月に非財務情報開示の基準設定主体であるISSBを設立し、それと同時に「気候関連開示プロトタイプ」も併せて公表をおこなった⁵。このプロトタイプは、TCFDのフレームワークをベースとした非財務情報の開示のフレームワーク・基準を統合整理されたものであり、ISSBの正式発足後、非財務情報の開示基準である「IFRSサステナビリティ基

準」の審議ができるよう事前に準備されたものである⁶。現在、2022年の第一四半期に開示基準の公開草案の公表に向けた審議がおこなわれており、市中協議等を経て、2022年6月にサステナビリティ会計基準の最終化を目指している。これは、同じIFRS財団が開発したIFRS9号（金融資産の分類と測定）の基準化に要した期間と比較して非常に短く、本件についての関係者の多大なる尽力があったということと非財務情報開示の基準に対する期待の大きさを示している⁷。

しかし、実際の情報作成者や利用者の立場から考えた場合、会計基準が決まればすべてが解決されるわけではない。情報作成者である企業は、会計基準に従って開示内容を認識し、必要に応じて測定することが求められる。また、投資家や金融機関に代表される情報利用者は、開示された情報の内容を咀嚼し、評価した上で融資や投資などの金融行動を取ることが期待されている。また、企業と投資家双方に新しい開示情報を利用して実質的な対話を実現するためには、それなりの時間も必要である。更にサステナビリティに関連する投資や融資は期間の長いものが多く、その判断についても慎重さが求められている。このように、開示の進展は、開示設定主体、情報作成者、情報利用者と金融行動に至るまでのトライアンドエラーを繰り返しながらバトンを手渡していくようなものではないだろうか。従って、議論の対象によっては、関係者のコンセンサスが醸成されるまで、時間をかけることも必要であると考えられる。

折しも2022年は「壬寅（みずのえ・とら）」であり、「陽気をはらみ、春の胎動を助く」ことを意味し「新しく立ち上がる」や「生まれたものが成長する」年になるといわれている。日本においても、サステナビリティ開示基準について前向き且つ活発な議論がおこなわれ、企業開示にとっても歴史的な1年となることを期待したい。

以上

¹ 視点・論点「非財務情報開示の組織的な融合への期待」(2021年1月)

(https://www.dbj.jp/ricf/pdf/information/column/RICF_Column_202101.pdf)

² 既存の会計基準に従った開示内容についても当然、非財務的な要素も含まれている。ここでは、開示の主たる目的として「財務」と「非財務」に分けて考えた場合、「非財務情報」のための開示基準がなかったという意味している。

³ 例えば、“Investor Agenda for Corporate Esg Reporting: A Discussion Paper by Global Investor Organisations on Corporate Esg Reporting.” (2018)では、PRI、ICGN、UNEP-FI等が共同でESGに関連する情報開示基準設定団体に対して改善を要請。

⁴ 例えば、IOSCOはサステナビリティ開示基準の必要性を支持する声明を発表。詳細な内容については、“IFRS Foundation Trustees’ Feedback Statement on the Consultation Paper on Sustainability Reporting” (2021)参照。

⁵ 「気候関連開示プロトタイプ」の正式名称は、“Climate-related Disclosures Prototype”である。サステナビリティ開示基準は、気候変動のみに特化したものではないが、社会的課題としての重要性から気候変動問題についての議論を優先して取り扱っている。今後、一般的な社会的課題に関する開示基準を検討するための“General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype”も公表している。

⁶ “Climate-related Disclosures Prototype”の策定は、ISSBの正式な発足前に組織された設TRWG(技術準備作業部会)によるもの。内容に関しては、“Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting” (2020a) “Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard” (2020b)の成果を基にしている。これらの報告書は、ICDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBの5つの情報開示基準設定団体が、協働して開示のフレームワーク・基準の整合性についての分析をおこなったものである。

⁷ IFRS 9号は、2010年に公開草案が公表され、何度かの修正を経て2014年に内容が確定し、前基準であるIAS39号から完全に置き換わったのは2018年である。